令和5年度　活動方針・活動目標（案）　　【第３号議案】

新型コロナウイルス感染症の蔓延が３年経過し，感染症法上の分類を２類から季節性インフルエンザと同じ５類に引き下げるなど収束の見通しは見えてきたが，我が国の生命・健康安全の危機と社会経済の厳しい状況は依然として落ち着いた状況とは言えない。教育現場においても，コロナ禍が長期化した中で懸命に教育活動を展開し，通常の学校生活や教育活動は徐々に戻ってきたが，児童生徒の安全・安心な教育環境及び学習環境の整備と保障の確保については引き続き大きな課題である。

一方，「学校における働き方改革」は国・県の施策が行われているが，改善が遅々としている長時間勤務や「一年単位の変形労働時間制の適用」，部活動の地域移行等，課題は山積している。それに加えて，学校現場では教員不足は常態化して深刻な問題になっている。産・育休補充教職員及び欠員補充教職員が安定して運べる補充システムの実現を図ることは急務の課題である。そして，教員不足と関連して教員を目指す人が減少傾向であり，教員採用試験の倍率が低下し，優秀な人材を確保する点で大きな課題となっている。教職の魅力を上げたり，大学との連携をより推進したりする施策が急務である。また，給食の公会計化など管理職員の業務負担を軽減する制度の導入も求められる。

このような厳しい状況や不安定な要素を抱える学校現場において，必ずしも先が見通せない局面に対して果敢に対応して困難な状況や危機を乗り越えるには，管理職員をリーダーとした教職員の一致団結と関係機関とより一層強化した連携が必要である。そして，何よりも根本的な方策は教職員の増員を図ることである。上部団体である全管協も，文部科学省はじめ財務省，総務省，厚生労働省に要請・要望活動を行い，学校の実情を強く訴えてきた。徳管協も，県教育委員会をはじめ関係機関に対して管理職員の過酷な勤務環境改善への実効性ある方策を引き続き要望していく必要性がある。

給与について過去２年はコロナ禍等の影響を受けるかたちで民間に合わせ，ボーナス引き下げ，月例給据え置きであったが，県人事委員会が３年ぶりにボーナス，月例給とも引き上げ勧告を行い，改定となった。今後においても教員を目指す人材を増やす施策等，優秀な人材確保のため，給与面の改善等を強く求めていく。

令和４年度末人事異動において，本年度で最終となる管理職再任用制度が運用され，校長１０名，教頭４名が任用され学校現場に配置された。具体的な定年退職者と再任用管理職の再就職先については，今後の動向調査によって明らかにしていきたい。令和３年度末定年退職者より年金の支給開始年齢が６５歳に引き上げられているため，再就職は引き続き公的な機関だけでなく，民間の再雇用先の確保についても積極的に取り組んでいく必要がある。本年度から定年年齢の段階的引上げが始まる「定年延長制」の制度設計及び運用について実情に応じた柔軟な対応を図るとともに，「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」のより具体的な内容の情報提供と積極的な運用を図ることを求めたい。併せて，教育管理職の経験を活かし安心して働ける多様な勤務制度や勤務条件の整備を国や県・市町村教委等に一層強力に働きかけていく。

組織の充実・強化については，組織全体で会員を支える顧問弁護士制度の活用を大きな柱とする徳管協救援制度や裁判支援制度を継続し，管理職員が後顧の憂いなく学校経営・学校運営に専任し，リーダーシップを発揮できる環境づくりをしたい。そして，徳管協管理職相談室を新設し，学校経営・学校運営に伴う管理職員の悩みやストレスを相談できる体制を構築していきたい。組織拡大では，小中学校の管理職員の１００％，４９６名が徳管協会員となっており，他の職員団体と比して極めて高い組織率である。加えて付属小・中・特別支援学校の５名も準会員として加入している。本年度現在のところ準会員加入がない県市町村立小中学校事務室長会との連携強化を引き続き進め準会員加入を働きかけるとともに，中高一貫校の中等教育学校の管理職員にも準会員加入を働きかけたい。

以上，徳管協は本年度の活動方針に基づき，具体的な活動目標を立て，その実現のため活動を展開していく。

Ⅰ　活動の基本方針

１　教育管理職の身分保障と処遇改善・社会的地位の向上に努める
２　教育諸条件を改善する活動を積極的に展開する。
３　教育管理職としての資質の向上に努める
４　教育管理職の福利厚生事業の充実を図る
５　県内教職員団体との連携を図り，職員団体としての活動の強化を図る
６　全管協との連携を一層強め，全国組織の拡大充実を図る

Ⅱ　具体的な活動目標

１　徳管協の組織強化

（1）　徳管協創設の意義，徳管協の歩み，今後の在り方についての理解促進と情宣活動の徹底

⑵　支部活動の活性化と会員意識の高揚
⑶　情宣活動の活性化と現場の意見・要望の情報収集
⑷　徳管協研修会，支部研修会，役員研修会の充実
⑸　県小・中学校長会，教頭会，市町村立小中学校事務室長会及び教育関係諸団体との連携強化
⑹　徳管協専門部活動の充実

２　身分保障・処遇改善

⑴　教職員給与制度の見通しと改善（給料表の完全な６級制度化）
⑵　小学校・中学校教育職給料表を高等学校給料表の一本化
⑶　校長の権限強化と副校長，教頭の処遇改善
⑷　副校長，教頭の俸給加算額（７，５００円）の改善
⑸　管理職手当の期末・勤勉手当及び退職手当算定基礎への繰入
⑹　「新人確保法」の提言雄四時「義務教育費国庫負担割合」を 1/2 に，その後全額国庫負担へ
⑺　義務教育等教員特別手当の支給額の維持・改善
⑻　人事委員会勧告制度の堅持
⑼　「育成・評価システム」や功績表彰の適正な運用
⑽　女性管理職の積極的な登用
⑾　年金支給開始年令６５歳に伴う民間の「高年齢者雇用安定法」に見合った「再任用制度」の改善と，教育管理職の経験を活かせる多様な職種への人材確保と定数枠外採用の推進
⑿　退職手当・年金制度の改善
⒀　役職段階別加算制度の改善（校長２０％，副校長・教頭１５％）
⒁　管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化
⒂　併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善
⒃　定年延長制に伴う管理職員の身分保障と処遇改善
⒄　市町村立小中学校事務室長の身分保障と処遇改善（管理職員への指定）

３　教育書条件の改善・充実

⑴　義務標準法の改正による少人数学級の年次的・計画的な拡大
⑵　少人数指導，児童生徒支援，特別支援等の個別の教育課題への加配定数の確保
⑶　いじめ・不登校問題等の早期解決のための人的配置
　①生徒指導及び教育相談担当教員の枠外配置
　②スクール・カウンセラーの相談時間の拡充
　③スクール・ソーシャルワーカー及び巡回相談員の増員
　④法的な専門指導員としてのスクール・ロイヤーの派遣
⑷　小学校専科教員の増員，特に外国語（英語），プログラミング教育の人的配置
⑸　中学校における免許外教科の解消と部活動指導員の確保及び適正な配置
⑹　へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員の配置
⑺　養護教諭，事務職員の全校配置及び大規模校への複数配置
⑻　食育充実に向けての栄養教諭の増員
⑼　司書教諭の枠外配置に推進
⑽　小学校長の幼稚園長兼務の解消（兼務解消率は，６０％以上を目指す。）
⑾　教頭（副校長）の全校配置と大規模校等への複数配置の拡充
⑿　定年延長制を見通した教員採用計画の策定（教員の年齢構成のバランス化）
⒀　教員採用時に臨時的任用教員の勤務状況報告書の尊重
⒁　会計年度講師，非常勤講師，補充講師等の確保のための効力のある条件整備の改善
⒂　個別の教育課題への対応として県単教員の確保による教育の質の向上
⒃　校舎及び周辺の壁等の施設の耐震化や津波対策等，地震や津波に関係する対策の完全実施
⒄　教員免許更新制の発展的解消への対応
⒅　泊勤者の住宅環境整備（通勤環境の改善による泊勤者の減少）
⒆　出張の精選と学校事務のスリム化
⒇　学校の統廃合に関する適正規模・配置等手引きの機械的な運用の回避
(21)　学校における「働き方改革」推進のための実効性のある施策
　①部活動指導員並びのスクール・サポート・スタッフの増員と条件整備の拡充

②校長の心身の負担軽減を支援する体制
③副校長・教頭の職務多忙の減少を図るための「スクール・サポート・スタッフ」の配置
④学校業務の改善と効率化のための「統合型校務支援支援システム」の円滑な運営のための支援
⑤ICT活用教育アドバイザーやICT支援員等の派遣による専門的支援体制の推進
⑥一年単位の変形労働時間制導入の弾力的な運用
⑦保護者に対する働き方会買うの理解を求める広報

(22) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた児童生徒の「学びの保障」に必要，且つ新型コロナウイルス感染拡大の緊急時対策のための人的体制と物的体制等の総合的支援強化
①加配教員の追加配置
②学習指導員（学びサポーター）の適切な配置
③新型コロナウイルス感染者が出た際の保健衛生的な業務を支援するスクール・サポート・スタッフの緊急配備

４　旅費・手当の増額，教育予算の増額

(1) 普通旅費の増額（算定基準を明確に）
(2) 修学旅行の引率教員の増員と引率旅費の増額（小規模校や発達障がい児に対する配慮）
(3) 野外宿泊活動引率旅費の実額支給
(4) 遠距離泊勤者出張旅費の改善
(5) ３号業務の県外大会の引率旅費の別途支給
(6) 義務研修のための旅費の確保
(7) 扶養手当，住居手当，通勤手当の改善
(8) 平地泊勤者手当の新設
(9) 特殊業務手当の増額と３号業務による管理職への特殊業務手当の支給
(10) 高速道路利用費の改善
(11) 情報処理効率化のための条件整備（学校専用のパソコン等の増設）
(12) 児童生徒の「安全対策」のための予算の確保
(13) へき地手当，地域手当の維持・改善

５　福利厚生事業の充実

(1) 顧問弁護士制度と慶弔・救援規程の周知及び積極的な活用
(2) 徳管協裁判支援の周知
(3) 公務員賠償責任保険の周知
(4) 県互助組合，県共済組合の福利厚生事業への支援と活用
(5) 徳管協主催事業の充実

６　文部科学省・財務省等への要望

(1) 義務教育費国庫負担制度の堅持及び負担率 1/3 を 1/2 へ，その後更に全額国庫負担化の早期実現
(2) 「新人材確保法」への提言と勤務実態を踏まえた教職員の処遇改善
(3) 教職員の長時間勤務の削減と管理職を補助できる「サポート・スタッフ」の配置
(4) 給料表の完全な６級制制度化の導入
(5) 義務標準法の改正（年次的な改善数を明らかにした教職員数改善計画の策定）
(6) 教育調整額現行４％から８％以上への増額
(7) 義務教育等教員特別手当の維持・改善
(8) 管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化
(9) 管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当の算定基礎への繰入
(10) 各都道府県人事委員会の勧告制度の堅持
(11) 教員免許更新制の発展的解消に伴う令和の日本型学校教育に対応する新たな研修制度の在り方
(12) 教科用図書無償配布の堅持
(13) 校舎と周辺施設等の耐震化や津波対策等，大災害に関する対策の完全実施
(14-) 教育予算の充実（ＧＤＰ比 5.0 ％以上）

※　<u>要望の具体的な内容・方法等は，給与法制対策部で立案し，理事会で協議・決定する。</u>